故郷を・普通の生活を返せ！こどもの未来を奪うな！

群馬弁護団ニュース NO37

弁護団HP　原子力損害賠償群馬弁護団　検索　クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護団（団長）鈴木克昌
【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町１－５０－１吉野屋ビル３０３
新前橋法律事務所内
［TEL］027-251-7871　［FAX］027-251-7989

11月5日／第8回口頭弁論報告

陳述①：当時の保安院が「長期評価」棚上げを黙認した事実を指摘
陳述②：前回、国が提出した「第８準備書面＝自主避難者批判」に対する反論

次回の裁判は2020年２月４日、現地視察（現地進行協議）は２月７日、
裁判長：「４月２１日は結審の予定！」

１１月５日、第８回口頭弁論が行われました。前回、裁判長から「４月２１日は結審したい」意向が示され、結審向けて書面の提出が進められています。次回、次々回で弁論が終わる最終盤を迎えています。岩野礼奈弁護士からの報告です。

１　はじめに

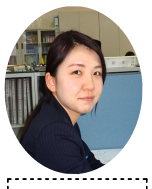
岩野弁護士

１１月５日、東京高裁で控訴審第８回口頭弁論が行われました。その様子についてご報告いたします。

２　第８回口頭弁論期日

⑴　今回の期日において、一審原告からは第２２～２６準備書面、国からは第９、１０準備書面、東電からは第８～１１準備書面が提出されました。この他、口頭弁論においては、一審原告、国、東電からいくつか証拠が提出されました。
⑵　その後、一審原告から、意見陳述を行いました。

まず、関弁護団事務局長からは、２００２年７月に地震本部が「長期評価」を公表した直後の保安院の対応についての意見陳述を行いました。「長期評価」では、三陸沖から房総半島にかけてどこでも巨大な津波地震が起こる可能性があるとされていました。これを受け、保安院が、東電に対し、「長期評価」に基づく津波シミュレーションを求めたところ、東電（高尾誠氏）はこれに抵抗し、結局、保安院は、地震本部の委員から話を聞いてくるよう宿題を出しました。そして、保安院の審査官は、佐竹教授から聞いてきたとする東電からの不正確な内容の報告を受けたにとどまりました（２００２年８月保安院対応）。
国は、このような経緯をもって、「保安院は『長期評価』の公表直後に一審被告東電に対して『長期評価』の根拠の確認を求め、『長期評価』には客観的かつ合理的根拠がないことを確認しており、一審被告国に求められる調査義務は尽くした。」と主張しています。しかし、その実態は、一審被告東電から津波シミュレーションの実施を頑なに拒まれ、仕方なく、苦し紛れに宿題を出し、その報告を受けただけのことでであり、一審被告東電の方針を「黙認」しただけだと指摘しました。

次に、鈴木弁護団長からは、国が「自主的避難等対象区域からの避難者について…平成２４年１月以降について避難継続の相当性を肯定し、損害の発生を認めることは、…自主的避難等対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって、容認できない。」という内容の第８準備書面を陳述したことに対する意見陳述を行いました。

自主的避難等対象区域からの避難を選択した方々の多くは、滞在を選択した家族、親族や近隣住民との意見の違いに苦悩しています。しかし、滞在者のなかで、避難した者の選択を非難する者は決して多数ではありません。他方、私たちは、滞在する選択もまた尊重されるべきであると主張するものですが、国の上記主張は、一審原告が、あたかも避難をせずに滞在した住民の選択について否定的に評価しているかのように印象づけようとするものです。国の主張は、滞在者と避難者の分断をはかるものであり、受けいれることは到底できません。そもそも、今回、大量の避難者が生じた原因は、国にあります。「国土の汚染」をおこしたのはまさに国であり、国の主張は、まさに、責任転化もはなはだしいことだと批判しました。

３　進行協議

進行協議では、今後、各当事者から出される予定の書面について、確認が行われました。一審原告からは次回までに主要な主張を出し切り、国及び東電からの主張も４月の期日までに提出されることが確認されました。裁判所としても、４月の期日で結審したいという意向が明確に示されました。

また、進行協議では、裁判官が現地を訪れて行う進行協議についても検討しました。この日の打合せでは、裁判官が訪れる具体的な場所、ルート、視察の時間等、主に実務的な事項について、話し合いが行われました。

裁判終了後の報告集会会場

４　今後の進行

次回の第９回口頭弁論は、２月４日（火）午後１時３０分から、東京高等裁判所で開かれます。また、２月７日には、現地での進行協議（現地視察）が行われます。

２月４日の口頭弁論は、結審を予定している４月２１日の口頭弁論を控え、主張を出し切る重要な期日になります。ぜひ傍聴席を一杯にするご支援をお願いします。

次回弁論の案内
■2020年2月4日（火）第9回口頭弁論／午後1時30分開廷
■東京高等裁判所　101号法廷　※傍聴抽選締切り 午後1時10分

12月10日 記者会見　群馬訴訟での国の第８準備書面＝「自主避難者」への理不尽な攻撃＝に対する抗議声明を発表し、関係団体が統一して記者会見を行う

≪国の第８準備書面の内容について≫　9月17日、群馬訴訟控訴審・第７回口頭弁論において、国が提出した準備書面。被害の損害に関する総括的な書面で、これまで国は「事故の責任はないので、損害に関しても責任は負わない」として、主張してこなかった経過があり、損害に関する初めての書面。その中で「自主的避難等対象区域からの避難者について・・・（避難を続けている事に対して、賠償を認めるのは）居住に適さない危険な区域であるというに等しく自主的避難等対象区域に居住する住民の心情を害し、ひいては我が国の国土に対する不当な評価となるものであって容認できない」と主張した。国土を汚染した国の責任を棚に上げ、避難者を分断する不当極まりない主張である。

12月10日、裁判所の司法記者クラブで行われた記者会見会場のひな壇には、抗議声明を発表した４団体（原発被害者訴訟原告団全国連絡会、原発事故全国弁護団連絡会、原発事故損害賠償裁判を支援する群馬の会、原発被害者訴訟支援東京・首都圏連絡会 ）と、関西と福島で裁判をたたかっている原告が並びました。

記者会見は、首都圏連絡会の吉川方章氏の司会で始まり、はじめに、群馬弁護団の鈴木克昌団長から記者会見の趣旨と抗議声明の説明を行いました。

【主な発言の趣旨】

■いわき市民訴訟の原告団長：伊藤達也氏

国土の評価を不当に低め続けているのは国であり、国は加害者である。加害者が被害者に更に被害を加えようとしている主張で正義にも人道にもとる主張だ。いわき市民は34万だった。市がとったアンケートでは60％が避難し、住民票を移さず広報など資料の送付を求めたのが733名、2300名が住民票を移動せざるを得ない状態。いろいろな考えの人がいるが、いわき市民で避難した人を非難するより、同じ被災した者同士一緒に頑張ろうと思っている住民が圧倒的。国の主張に同意する市民は皆無といってよい。

■全弁連代表世話人：米倉　勉弁護士

国民は、被ばくなどという危険な目に晒されないで安全に住み続ける権利と同時に、普通の生活をする権利の両方享受している。原発事故の被害に関する根本問題は、本来両方が確立して生活をするところ、原発事故によりこれが両立しなくなり、二者択一を迫られたところにある。被害者には何の責任がない問題である。

全国の原告団・弁護団が分断することなく、群馬訴訟の問題を全体の総意として抗議声明を発表した事の意味を理解していただきたい。

司法記者クラブでの記者会見

■群馬・原告：丹治杉江氏（「自主避難者」）

「居住する住民の心情を害し」と言うが、根拠を明らかにしておらず、裁判所に提出する書面としてはお粗末で納得できない。また、「国土の評価を不当に下げる」という主張は被害は終わった前提の話になるが、汚染水問題があり、中間貯蔵施設には毎日の様にトラックが出入りして、大渋滞が起きている状態の中で安心して生活が送れない現状がある。「事故は終わった、被害は無くなった、避難を続けている人たちはわがままなんだ」という主張をしてきた国の態度に非常に憤りを感じる。

いわれなきいじめ、理不尽ないじめを受けている避難者や子どもたちがいる。人生を根底から壊され、過去も未来も奪われた避難者に対して国が主張したことは許せない。

■原賠訴訟関西原告団代表：森松亜希子氏

自主避難者が多い。同じ主張をしてくる可能性がある。もし出てきたら関西でも記者会見を予定しているが、加害者が被害者に責任を転嫁し、被害者の分断をあおるもの。家族に中でも福島に留まって仕事を続けているものと、避難を続けている者がいる中で、国の主張は家族の分断をもあおるものだ。原告団を上げて抗議する。

■原賠裁判を支援する群馬の会：堀　泰雄氏

しばしば現地に行っている。被災地域の線量計の写真を撮って来ているが、高い線量の値を示している。ここに戻れ戻れという国・東電の主張はとても過酷なもので、到底受け入れられるものではない。

※尚、抗議声明は、法務大臣宛に郵送しました。

12月17日　山形地裁判決／被害者を突き放す最悪の内容　国の賠償責任認めず、東電への賠償も734中5人のみ

群馬訴訟と協力してたたかってきた山形訴訟で、12月17日判決が出ました。請求をほとんど認めない不当判決でした。

全国であらそわれている集団訴訟は約30件、その内、国と東電の責任を求めている訴訟で判決が出たのは山形が10件目で、国の責任を免罪したのは４件目となります。

国の責任について、判決理由は「『長期評価』が出された2002年頃には10m以上の津波の到来は予見できた」としながら、「国が東電に防潮堤建設や電源の高所設置などの措置を取らせても、事故を防げなかった可能性が相応に残っている」として、規制権限不行使の違法性を認めませんでした。賠償についても、多くの問題点が指摘されている「中間指針」にそった内容で、「支払われるべき慰謝料は東電がすでに弁済した額を超えることはない」と賠償を認めず、慰謝料の請求をしていなかった原告５人に対して東電が44万円支払うように命じたのみでした。

山形地方裁判所

山形地裁の原告は201世帯734人で、原発事故によりこれまでの平穏な生活が奪われ、原告の中には、家族別居の生活が精神的・健康上の理由から困難となり福島の会社を退職して、山形で暮らす決断をした人もいます。

多くの原告が、原発事故によりあたり前の生活が奪われ、人生設計が大きく狂わされました。こうした原告の苦しみと向き合うことなく、国・東電の主張に沿った判決内容で、原告の苦しみを突き放した不当判決です。

原告弁護団は「実質ゼロ、請求棄却と同じで、あまりにも不当判決だ」と強く反発。控訴する方向です。

来年に結審・判決迎える各地の訴訟

２月２０日（木）生業訴訟・**結審**／仙台高裁
３月１０日（火）北海道訴訟・**判決**／札幌地裁
３月１２日（木）避難者訴訟・**判決**／仙台高裁
３月１７日（火）小高に生きる訴訟・**判決**／東京高裁
４月１５日（水）阿武隈会・**判決予定**／東京地裁
４月２１日（火）群馬訴訟・**結審予定**／東京高裁